# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山県市は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

山県市長

### 公表日

令和6年6月1日

#### I 関連情報

連絡先

1					
①事務の名称	予防接種法に関する事務				
②事務の概要	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。  予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①予防接種の実施及び持種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等対する応答 ⑤予防接種実費徴収 【子育てOSSに係る事務】 子どもの年齢等に応じた予防接種情報等の郵送、マイナポータルのお知らせ機能による通知事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。				
③システムの名称	新健康管理システム、予防接種システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請 機能				
2. 特定個人情報ファイル	名				
予防接種ファイル、統合宛名フ	アイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10				
4. 情報提供ネットワークシ	10.10				
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二項番16の2、17、18、19				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	子育て支援課 健康介護課				
②所属長の役職名	子育て支援課長 健康介護課長				
6. 他の評価実施機関					
なし					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					

山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年6月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		令和	16年6月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[ 基礎	項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[	]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・2	消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部	部監査 [ ] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	<b>客</b> 発							
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月5日	I−4−②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番17、18、19	番号法第19条第7号、別表第二項番16の2、 17、18、19	事後	
平成29年6月5日	Ⅱ-1いつの時点の計算か	平成27年1月27日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月5日	Ⅱ-2いつの時点の計算か	平成27年1月27日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月9日	I -1-②事務の概要	た、予防接種事務の報告等の事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①~⑤ 略 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供	ることにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。	事前	
平成29年6月9日	I −1−③システムの名称	予防接種システム、統合宛名システム、中間 サーバー	新健康管理システム、予防接種システム、統合 宛名システム、中間サーバー、サービス検索・ 電子申請機能	事前	
平成30年7月9日	担当部者 ①部者	性球儿 暧昧	子育て支援課 健康介護課	事後	
平成30年7月9日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	健康介護課長 藤田弘子	子育て支援課長 安川英明 健康介護課長 藤 田弘子	事後	
平成30年7月9日	Ⅱ①いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年7月9日	Ⅱ②いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	子育て支援課長 安川英明 健康介護課長 藤 田弘子	子育て支援課長 健康介護課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	Ⅱ①いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅱ②いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅳリスク対策	なし	追加	事後	
令和2年6月8日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年6月8日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月24日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日付で施行され る番号法の改正に向けた変更
令和4年6月10日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	